農村下水道の手引き

2025年版

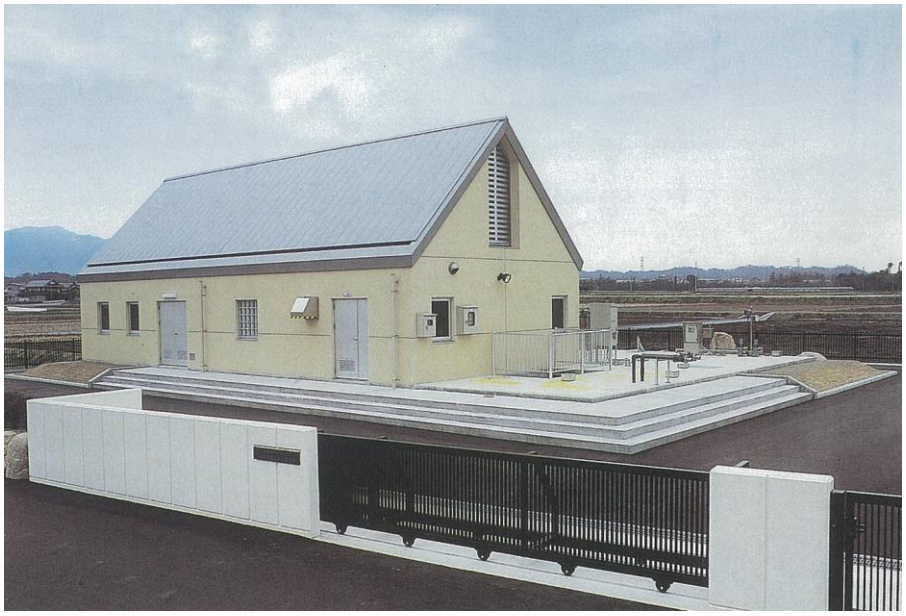

農村下水道は、何を流してもよいというものではありません。

水をきれいにし、自然環境の保全を図り、私たちの生活をよりよくするための**地域みんなの財産**です。次のことを守って大切に使用してください。

◆農村下水道についてのお問い合わせ

東近江市役所　（代表）０７４８－２４－１２３４
上下水道料金課（直通）０７４８－２２－２０６１
上下水道施設課（直通）０７４８－２４－５６６５
〃　ＩＰ電話（直通）０５０－５８０１－５６６５
〃　ＦＡＸ　　０７４８－２４－５６６６

東近江市

■排水設備について

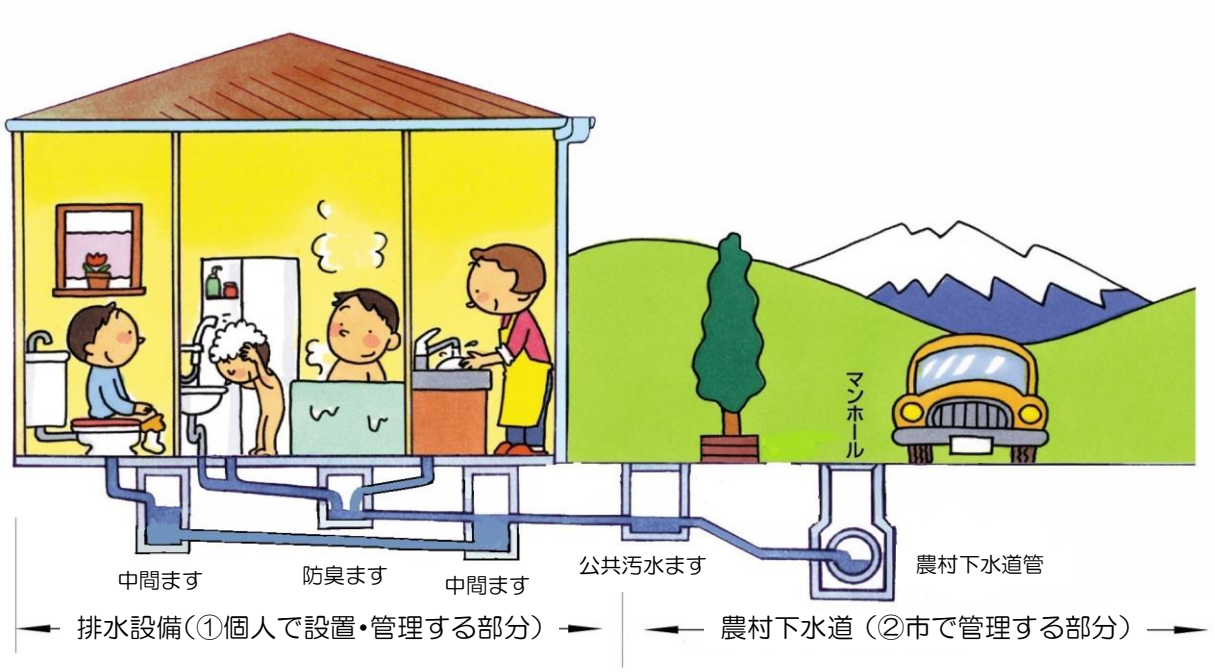

各家庭の台所、洗面所、トイレ等からの汚水は、各家庭内の排水設備及び農村下水道管を通して、各地区の農村下水道処理施設で処理しています。

①個人で設置・管理する部分

●排水設備の設置または改築をする場合は、条例に基づき、あらかじめ市に「排水設備設置等確認申請書」を提出し、確認を受けなければなりません。
また、必ず市が指定する※排水設備指定工事店（指定工事店）で施工してください。

●雨水は、下水道へ排出できません。

雨水が下水道へ流れ込まないように、穴のあるます蓋を使用しない、露天の洗い場には屋根を設置する等の対策をお願いします。

※指定工事店は、市のホームページ「東近江市>くらし・手続き>上下水道>下水道工事>下水道排水設備指定工事店一覧」に掲載しています。

②市で管理する部分

●公共汚水ます（上図参照）は、大半が公道以外の場所（私有地内等）にあります。ふたにひびがあるなど、異常がある場合は、速やかに上下水道施設課に連絡してください。なお、ふたの上を自家用車等の重量物が通行する場合は、鉄板など仮置きとして対応できるものを用意し、ふたに負荷がかからないような工夫をしてください。

「点 検 業 者」 に 御 注 意 を !!

東近江市の関係者と誤認するまぎらわしい団体名を名乗り、排水設備の点検と称して訪問する営利業者が存在します。市は、建物の新増築等に係る下水道の検査に伺うことはありますが、定期点検を理由に各戸を訪問することはありません。御判断に迷われる場合は、上下水道施設課まで御連絡をお願いします。

■農村下水道へ流してはいけないもの

農村下水道処理施設のポンプに絡まっていた布類

農村下水道処理施設では、微生物の力を利用して汚水を浄化します。下記のものを流すと市が管理する処理施設の機器故障や排水設備の詰まりにつながり、汚水が処理できなくなったり、外部に汚水があふれたりします。下記のものは、下水道へ流さないようにお願いします。

洗面所等・・・農薬　鉱物油　ペンキ　家畜等の糞尿　泥が混じった排水
ガソリン　シンナー　コンクリート等
トイレ・・・水に溶けない紙（新聞紙　ティッシュペーパー）・生理用品・布類
台所・・・野菜くず・茶かす・ご飯等の残りゴミ・廃食油
浴室・・・髪の毛

■防臭ますは定期的に清掃を

防臭ますのお手入れ

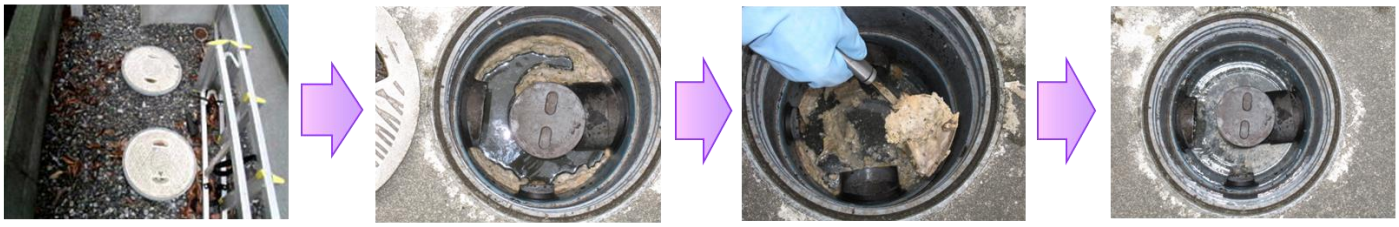

①「防臭ます」は台所や風呂の近くにあって、直径30㎝くらいの白いふたがついています

②汚れが溜まった防臭ます掃除しやすいように防臭弁やかごを外してください

③穴の開いたお玉などで汚れを取り除きます

④防臭弁やかごを元に戻して作業終了です

家庭の排水が詰まって流れない原因のほとんどが、防臭ますの掃除ができていないためです。定期的（月に１度くらい）に市販の網杓子等を用いて、防臭ますの中のごみを取り除いてください。ごみは、新聞紙等にくるみ充分に水気を切って「燃えるごみ」の収集日に出してください。なお、地区によっては、防臭ます内にかごが付いている「クリーンます」となっています。その場合は、かごの掃除もしてください。

■農業集落排水処理施設（下水処理場）の維持管理

施設の維持管理は、地元住民で組織する維持管理組合が行う日常管理と市町村による（専門技術者の配置、業者への委託等）巡回管理との組み合わせで行っています。

（例）維持管理組合で行う日常管理
①処理施設内の芝生及び立木の管理　　②管理室及びトイレ等の清掃
③前処理室（し渣の除去及び処分）

■農業集落排水処理施設（農村下水道）使用料

農業集落排水処理施設（農村下水道）使用料（消費税抜き　ひと月の料金）

区分／用途	基本料金		超過料金（１㎥あたり）	
	汚水量	料　金	汚水量	料　金
汚水	２０㎥までの分	１，９００円	２０㎥を超える分	１２０円

【計算方法】「基本料金１，９００円＋２０㎥を超える水量×１２０円」×１．１（消費税率）

使用料早見表（消費税１０％税込　１ヵ月につき）　　※１０円未満切捨て

使用水量（㎥）	使用料（円）	使用水量（㎥）	使用料（円）	使用水量（㎥）	使用料（円）
０～２０	２，０９０	２５	２，７５０	３０	３，４１０
２１	２，２２０	２６	２，８８０	３５	４，０７０
２２	２，３５０	２７	３，０１０	４０	４，７３０
２３	２，４８０	２８	３，１４０	４５	５，３９０
２４	２，６１０	２９	３，２７０	５０	６，０５０

※市のホームページ「東近江市>くらし･手続き>上下水道>料金・使用料>上下水道使用料（農業集落排水処理施設使用料）」にも掲載していますので、御参照ください。

■こんなとき届出が必要です。

次のような場合は、必ず上下水道料金課へ届出をお願いします。

●転居・死亡等により使用を開始、中止または使用者を変更するとき

●水道水の漏水に伴う下水道料金の減額を申請するとき
（※漏水した水が下水道へ流れていない場合に限ります。また、申請書には、漏水修繕前後の写真及び修繕工事を行った指定工事店の署名・押印が必要となります。）

●井戸水を使用している世帯で、世帯員が住所変更をせずに別の住所に居住しているとき

●口座振替の口座を変更するとき

その他、詳細については、上下水道施設課までお問い合わせください。